

## 建築基準法第 68 条の 4 の規定に基づく認定基準

### 第 1 適用範囲

本認定基準は、南山東部地区地区整備計画区域における、建築基準法第 68 条の 4 の規定に基づく特定行政庁の認定について適用する。

### 第 2 認定基準

- 1 建築物の具体の建築計画が、周辺の公共施設の整備状況、土地利用の現況及び動向等について総合的な配慮がなされているなど、地区計画の内容に適合していること。
- 2 建築敷地と道路（建築基準法第 42 条に該当する道路）との関係が次のいずれかに該当すること。
  - (1) 建築敷地の接する道路が、建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号の指定がなされている都市施設又は地区施設として計画されている道路（以下「当該道路」という。）区域内で、主要な交差点から当該建築物敷地までの間の区域に、空地が当該道路幅員の 10 分の 6 以上、又は 4 メートル以上の幅員が確保されている場合。
  - (2) 建築敷地の接する当該道路が、建築基準法第 42 条に該当する道路（法第 42 条第 1 項第 4 号の道路を除く。）から 15 メートル以上の区域について、当該道路の全幅員に連続して空地が確保されている場合。
  - (3) 建築敷地が、土地区画整理事業区域外における多摩都市計画道路 7・4・5 号東長沼矢野口線に接道する場合。
  - (4) 建築敷地が、建築基準法第 42 条第 1 項第 2 号道路に接道する場合。
- 3 土地区画整理事業区域内においては、土地区画整理法による仮換地の指定がなされていること。